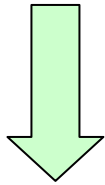


# 厚生労働省通知(平成17年1月4日)の採血方法の解説について

医療機器	定義
① 滅菌済み真空採血管	血液の逆流による細菌感染を防止するため、内部が滅菌された真空採血管 (平成16年12月1日以降流通している真空採血管は、すべて滅菌済みです)
② 単回使用採血ホルダー	医療機器であり、単回使用専用の採血ホルダー (添付文書に、再使用禁止である旨が記載されています)
③ 耐圧性能を有する ゴムスリーブ付採血針	駆血帯を装着した状態でスリーブから連続した血液漏れが起きないように保証された採血針 (添付文書に、耐圧性能を有する旨が記載されています)

上記の定義に合致する  
医療機器の組合せで採  
血する場合



上記の定義に合致しない  
医療機器を一つでも使用する場合



**駆血帯を装着したまま採血することができます。**

以下の点にご注意下さい。

- 採血終了後、採血管に採血針が刺さったままの状態で駆血帯を外さないで下さい。(採血管をホルダーから抜去した後に駆血帯を外して下さい。)
- ホルダーは患者ごとの使用とし、使用後は廃棄して下さい。

**駆血帯を装着したまま採血しないで下さい。**

以下の点にご注意下さい。

- 駆血帯を装着した状態で採血管をホルダーに挿入しないで下さい。(採血針を血管に穿刺したら、採血管を装着する前に駆血帯を外して下さい。)
- ホルダーは患者ごとの使用として下さい。

詳細およびその他の注意事項につきましては、各製品の添付文書をご覧下さい。